第十九条中「又は漁船保険中央会（以下「中央会」という。）及び「満期保険の再保険に係る払戻金並びに」を削る。

第十九条の二第一項中「第百六条」を「第百五条」に、「普通損害保険事故」を「事故」に改め、「、特殊保険」及び「又は中央会」を削り、同項ただし書中「定款の」を「定款で」に改める。

第十九条の三中「第百七条」を「第百六条」に、「毎事業年度の剰余金の五分の一以上に相当する額で」を「法第百二条の規定により設ける各会計の準備金の合計額が漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第二条に規定する額を超えるように」に改める。

第十九条の四を次のように改める。

（特別準備金）

第十九条の四　組合は、法第百二条の規定により設ける各会計ごとに、毎事業年度の剰余金から準備金として積み立てる金額を差し引いて得た額を当該会計に係る特別準備金として積み立てなければならない。

第三章第一節中第十九条の四の次に次の一条を加える。

第十九条の五　組合は、次に掲げる場合には、定款で定めるところにより、特別準備金を取り崩すことができる。

一　法第百二条の規定により設ける各会計ごとに準備金を不足金の補塡に充てなお不足金を生ずる場合において当該不足金の補塡に充てる場合

二　組合の行う漁船保険事業等（法第二条第一号に規定する漁船保険事業等をいう。）の健全な発達を図るために必要なものとして定款で定める事業に要する費用の支払に充てる場合

2　前項第一号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、法第百二条の規定により設ける各会計ごとにしなければならない。

3　第一項第二号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、総会又は総代会の議決を経てしなければならない。

第二十条第一項中「第百十一条の三第二項」を「第百十一条の二第二項」に改め、同項第一号中「又は法」を「又は」に改め、同条第二項中「第百十一条の三第三項」を「第百十一条の二第三項」に改める。

第二十一条の見出しを「（救助費等の塡補）」に改め、同条第一項中「第百十一条の四後段」を「第百十一条の三後段」に、「てん補する費用」を「塡補する費用」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第一号中「もより」を「最寄り」に、「引船するに」を「引船するために」に改め、同条第二項中「第百十一条の四後段」を「第百十一条の三後段」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「てん補しない」を「塡補しない」に改める。

第二十三条中「第百十一条の五第一項第三号」を「第百十一条の四第一項第三号」に改める。

第二十四条中「第百十一条の六」を「第百十一条の五」に改め、「（委付の通知の期限）」を削る。

第三章第二節第二款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第二十五条中「漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第二十六条の三中「法第百十三条の二第一項第三号及び同条第二項」を「第百十三条の二第一項第三号及び第二項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十六条の四中「第百十条第四項」を「第百八条第三項」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　組合は、法第百十三条の六第一項ただし書の規定により特約をする場合における当該特約に係る保険期間を、特定事故（法第四十四条の二第三項に規定する特定事故をいう。以下同じ。）が発生するおそれが高い海域（以下「特定事故海域」という。）において周年操業する漁船については一年、特定事故海域において年間を通じて三月以内に限り営むことができる漁業に従事する漁船については二月又は三月、当該特約に係る保険の保険期間の始期又は終期に特定事故海域において操業する漁船については一月、二月又は三月とすることができる。

第二十九条第一項後段及び第二十九条の二第一項後段を削る。

第三十条第一項中「又は特殊保険」を削り、同条第二項中「一箇月」を「一月」に改める。

第三十条の二第一項中「特殊保険」を「普通損害保険の特定特約部分（法第四十四条の二第三項に規定する特定特約部分をいう。以下同じ。）」に、「特殊保険事故」を「特定事故」に改める。

第三十一条の見出しを「（分損の塡補）」に改め、同条第一項中「てん補の」を「塡補の」に改め、「又は特殊保険」を削り、「の定める」を「が定める」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条第二項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第三項中「又は特殊保険」を削り、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第四項中「てん補している」を「塡補している」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第五項中「又は特殊保険」を削り、「解てつされた」を「解撤された」に、「てん補している」を「塡補している」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第六項中「てん補しない」を「塡補しない」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十三条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条中「又は特殊保険」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、「普通損害保険にあつては」を削り、「、特殊保険にあつては第三十一条第一項及び前条に規定する損害をてん補する」を「塡補する」に改める。

第三十四条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条中「てん補する責」を「塡補する責め」に改める。

第三十五条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条第一項中「第百十一条の四後段及び法」を「第百十一条の三後段及び」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同項ただし書を削る。

第三十七条中「二箇月」を「二月」に改める。

第三十八条中「法第九十三条の規定により」を削る。

第三十八条の二中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同条の表に次のように加える。

十	百分の六十六
十一	百分の六十九
十二	百分の七十二
十三	百分の七十五
十四	百分の七十八

第三十九条中「てん補」を「塡補」に、「、三十三条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項本文」を「及び第三十三条から第三十五条まで」に改める。

第三十九条の五の見出しを「（塡補すべき損害の範囲）」に改め、同条第一項中「をてん補する」を「を塡補する」に改め、同項ただし書中「第五号」の下に「及び第八号」を加え、「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項に次の一号を加える。

八　漁船船主責任保険に係る漁船の乗組員が抑留された場合において、当該乗組員に対して当該抑留期間中の給与（賃金、給料、手当その他いかなる名称であるかを問わず、雇用関係に基づき、事業主が乗組員に支払う全てのものをいう。ただし、賞与その他これに準ずるものはこの限りでない。）を支払うのに必要な費用

十五	百分の四十七
十六	百分の五十一
十七	百分の五十四
十八	百分の五十七
十九	百分の五十九

第三十九条の五第二項中「をてん補する」を「を塡補する」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

第三十九条の六の見出しを「（一部の塡補すべき損害の区分に属する損害の塡補）」に改め、同条中「てん補すべき損害の区分の」を「塡補すべき損害の区分の」に、「をてん補する」を「を塡補する」に、「てん補しなければ」を「塡補しなければ」に改める。